

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ② 伐採が完了したときは、「伐採に係る森林の状況報告書」
- ③ 伐採後の造林が完了したときは、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが森林法で義務づけられています。



どのような場合に必要なの？

地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合に必要です。

なお、森林経営計画に認定されている立木を伐採する場合は、伐採後に伐採の届出が必要となります。また、保安林や林地開発許可を受けている等、別に定める制限林内での伐採はそれぞれの所管法令による許認可申請及び届出が必要となるので、広島県西部農林水産事務所等で確認をお願いします。

何本から必要なの？

立木を1本でも伐採するなら必要です。

伐採面積が1haを超える開発目的であれば、林地開発許可が必要となります。
なお、令和5年4月1日より、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合、面積が0.5haを超えるものは、林地開発許可が必要となります。

誰が提出を行うの？

森林所有者や伐採を行う者、立木を買い受けた者などです。

森林所有者と立木を伐採する者・伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出してください。

他に提出する書類はあるの？

登記事項要約書等の森林所有者であることを確認できる書類、位置図（場所を確認するため）の提出をお願いします。

いつ提出するの？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を開始する90日から30日前まで
- ② 伐採に係る森林の状況報告書：伐採作業を完了した日から30日以内
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告：造林を完了した日から30日以内

どこへ提出するの？

伐採または造林する森林がある区の区役所（中区・東区・南区・西区は地域おこし推進課、安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区は農林課）へ提出してください。

※詳細は、森林の所在するお近くの区役所、または経済観光局農林水産部農林整備課(082-504-2249)までお問い合わせください。

